

2024 年 1 月 1 日から大きく変わった相続・贈与の税制（1）

～暦年贈与※と相続時精算課税制度※の改正～

神戸市職員信用組合 生活設計相談員
(一社) FP 税務・社会保険制度研究会理事
1 級 FP 技能士・一級建築士 小澤昭彦

【基礎知識の勉強】

●暦年贈与

暦年課税とは1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。
ただし相続税において、一定期間の生前贈与が相続財産に加算されます。

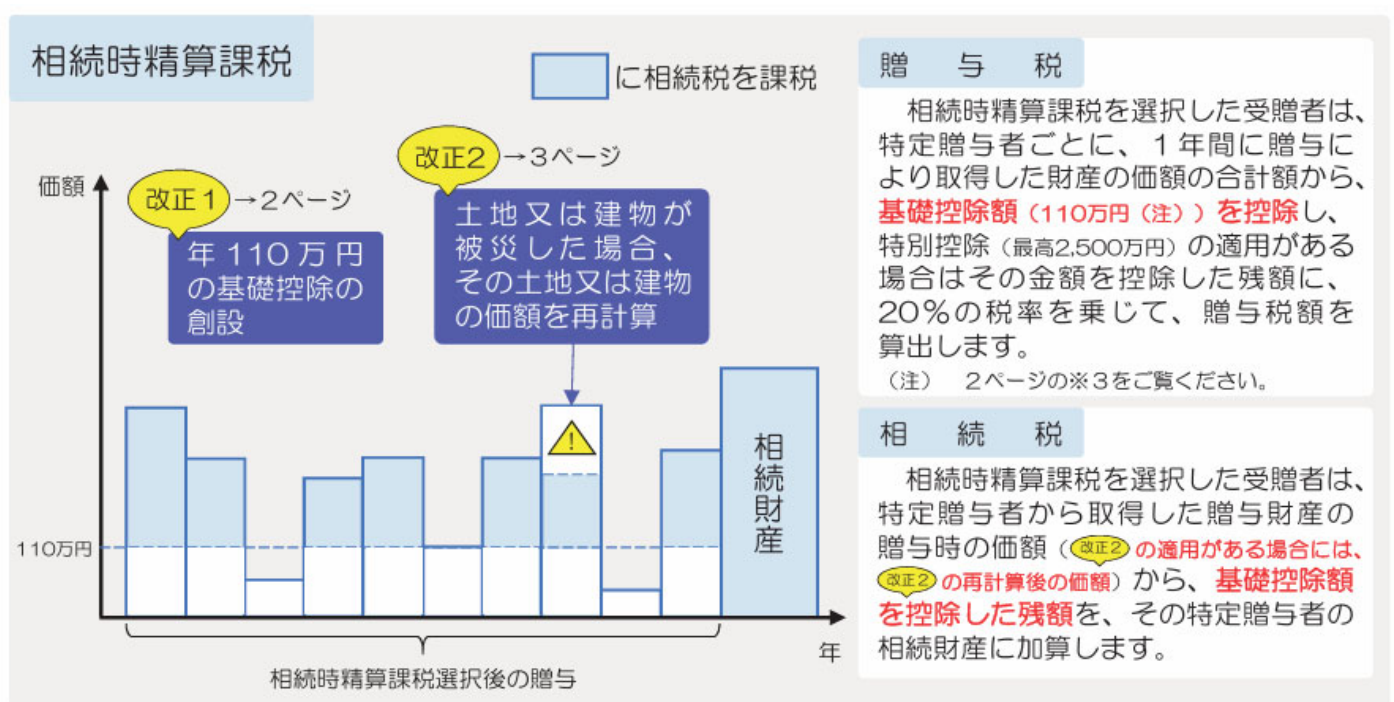
これまでは、亡くなる3年前までの生前贈与が加算の対象でしたが、2024 年からのルール変更で、この期間が7年間に延長されました。

●相続時精算課税制度

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

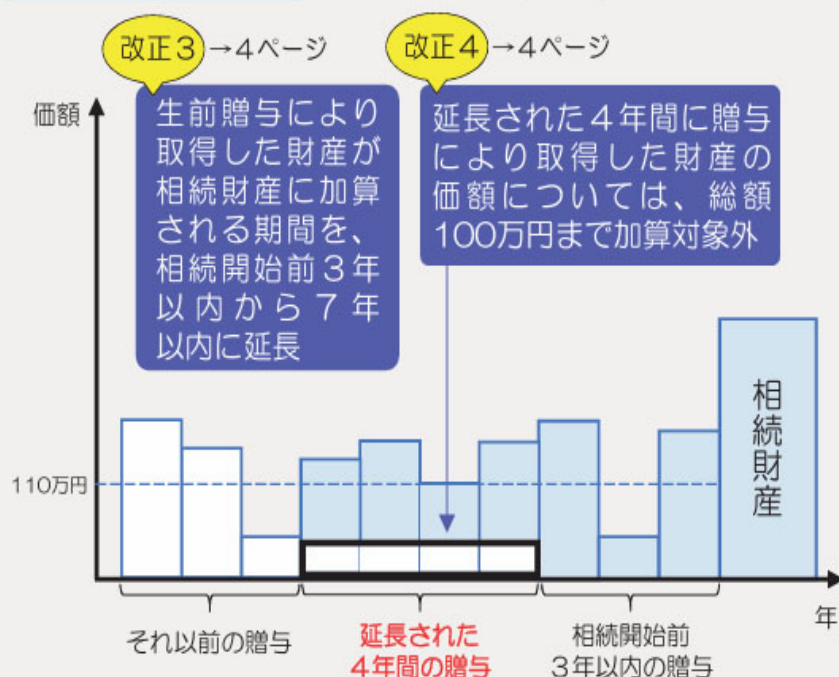
なお、この制度は贈与者（父母または祖父母など）ごとに選択できますが、一度選択すると、その選択に係る贈与者（「特定贈与者」といいます。）から贈与を受ける財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

【暦年贈与と相続時精算課税制度の改正】



暦年課税

に相続税を課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

改正1

相続時精算課税に係る基礎控除の創設

贈与税・相続税

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。

なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含みます。

3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で分します。

（注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
(法定相続人：配偶者1人、子2人)

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円 基礎控除後の課税価格 3,190万円 3,190万円 基礎控除：110万円 20%課税 特別控除 2,500万円 納付税額 138万円		相続財産 1,500万円 4,690万円 < 4,800万円 (相続税の基礎控除) 【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円 ・納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	0円
【参考】 暦年課税 の場合 納付税額：1,180万円 (特例税率による算出額)		納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ & A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。